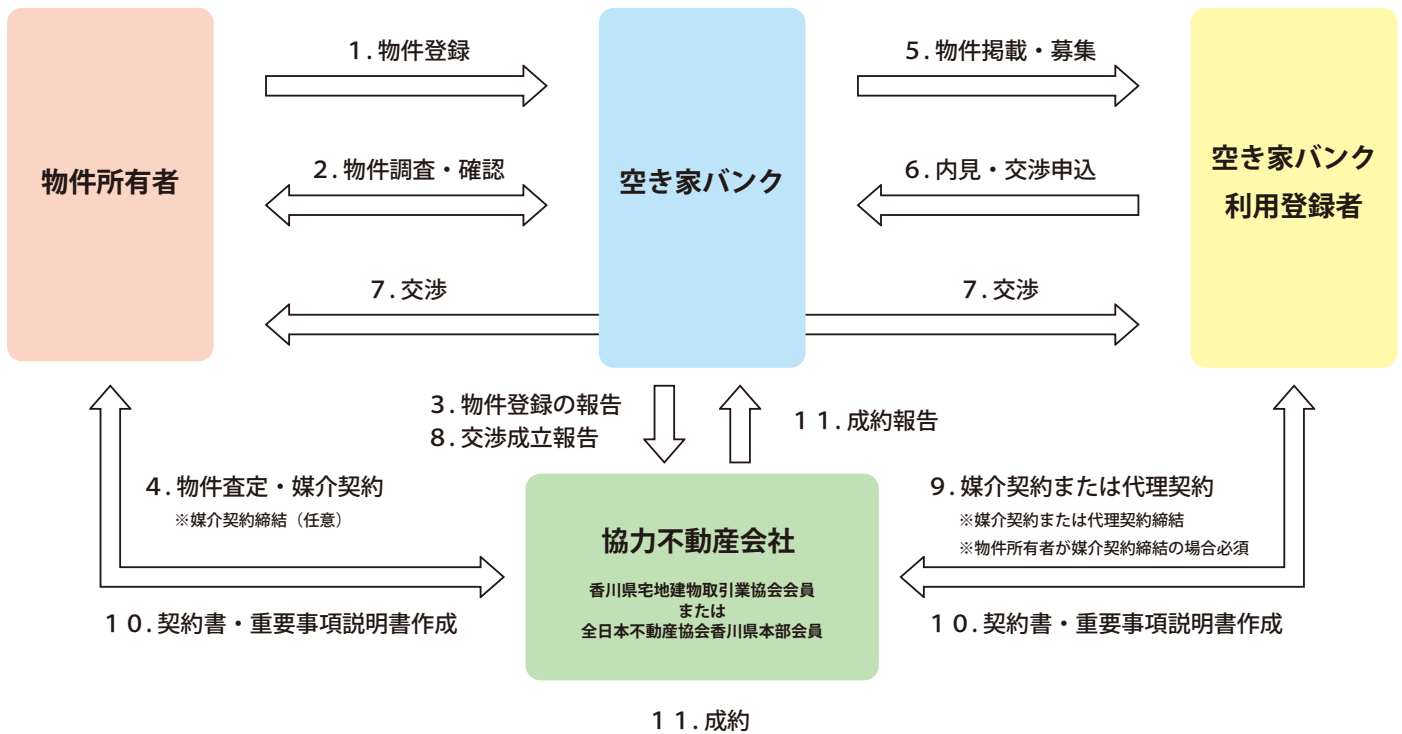


物件登録の流れ



媒介契約を締結される場合は、物件成約後仲介手数料が発生致します。

依頼者から受領できる報酬額	
200 万円以下の場合	5 % + 消費税
200 万円を超え、400 万円以下の場合	4 % + 2 万円 + 消費税
400 万円を超える場合	3 % + 6 万円 + 消費税

低廉な空き家等の売買に関する特例

低廉な空き家等の売買などで通常と比べて現地調査などの費用が発生する場合、空き家の売り主または交換をする者から受け取れる仲介手数料は、上記の上限額と現地調査などの費用を合計した額（ただし、上限は 18 万円 + 消費税）までとなります。仲介手数料については、事前に両者間で合意する必要があります。